# 2014年度 (公財) 日本セーリング連盟 オリンピック強化委員会 ナショナルチーム選考レース

兼 2013年 RS: X級全日本選手権大会

主 催:(公財) 日本セーリング連盟 オリンピック強化委員会

期 日:2013年12月10日(火)~16日(月)

開催地: ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点(和歌山セーリングセンター)

# 帆走指示書

1 規則

本レガッタは『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。

- 2 競技者への通告 競技者への通告は、クラブハウス玄関に設置された公式掲示板に掲示する。
- 3 帆走指示書の変更 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 09:30 までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 まで、に掲示する。
- 4 陸上で発する信号
- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス前に設置された信号柱に掲揚する。
- 4.2 回答旗が睦上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1 分」を「40 分以降」と置き換える。
- 4.3 Y旗が陸上で掲揚された場合、水上にいる聞は常に規則 40 が適用される。これは 第4章前文を変更している。

- 5 レース日程
- 5.1 レース日程

12月11日 (水)	レース
12月12日 (木)	レース
12月13日(金)	レース
12月14日(土)	レース
12月15日(日)	レース
12月16日(月)	予備日

※ 12 月 15 日 (日) までに 7 レース以上が完了しない場合、12 月 16 日の予備日を使用してレースを行い、成績発表・閉会式も繰り下げられる。

### 5.2 レース数

クラス	レース数	1日あたりの
		最大レース数
470 級	14 レース	4 レース
その他のクラス	12 レース	3 レース

- 5.3 レース日における最初のクラスのレースの予告信号の予定時刻は10:30である。
- 5.4 レース日の毎朝 9:10 から、クラブハウス前にて、レース委員会・プロテスト委員会・選手・コーチによるブリーフィングを行う。
- 5.5 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.6 RS:X 級において、パンピングコンディション以下の風速では、海上で 2 レース以上のレースを連続して行わない。
- 5.7 レース最終日は16:00以降に予告信号が発せられることはない。

# 6 クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗の色と形象
470 級 男子	白地に青の 470 形象
470 級 女子	白地に赤の 470 形象
レーザー級 男子	白地に赤のレーザー形象
レーザーラジアル級 女子	緑地に赤のレーザーラジアル形象
RS:X 級 男子	白地に黒の RS:X 形象
RS:X 級 女子	黄地に黒の RS:X 形象

- 7 レース・エリア「添付図 1」 にレース・エリアの位置を示す。
- 8 コース
- 8.1 「添付図 2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それ ぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇船尾に、帆走すべきコース、最初のレグの おおよそのコンパス方位を示す掲示板を掲示する。
- 9 マーク
- 9.1 マーク 1 (1p)、2、3s、3p、4s および/4p は青色円筒形ブイとする。
- 9.2 マーク 1s は青色に黒帯の円筒形ブイとする。
- 9.3 マーク S1、S2 および S3 はオレンジ色三角錐形ブイとする。
- 9.4 指示 12.1、12.2 に規定する新しいマークは赤色円筒形ブイとする。
- 9.5 スタート・マークとフィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員 会艇とポートの端にあるオレンジ色球形ブイとする。
- 10 予備
- 11 スタート
- 11.1 レースは、規則26を用いて、スタートさせる。
- 11.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を 掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 11.3 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 11.4 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった』と記録される。これは規則 A4 を変更している。
- 11.5 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる 三角形の中にあってはならない。

艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。 ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または 中止された場合には、失格とはされない。

これは規則 26 を変更している。

- 11.6 レース委員会は規則 29、30、指示 11.5 に基づき、スタートによるペナルティーを 課せられた艇のセイル番号を、1つのレース又は一連のスタート後、レース委員 会信号艇船尾に掲示する場合がある。
- 12 コースの次のレグの変更
- 12.1 コースの次のレグを変更するために、指示 12.2 を除きレース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。
- 12.2 コース "LS" においてマーク 1s および 1p を変更する場合レース委員会は、新し いマーク 1s を設置しない。その後の変更で新しいマークを置き換える場合も設置 しない。
- 12.3 コース "I" においてマーク 1 が変更された場合、次に通過すべきマーク 2 は、指示 12.1 で設置された新しいマーク 1 と同色、同形状のマークである。この場合添付図 2 におけるレグ間の概ねの角度は適用されない。これは、風上・風下レグの角度及び長さを優先して設置する為のものである。
- 13 フィニッシュ フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
- 14 ペナルティー方式 付則 P が適用される。
- 15 ターゲットタイム
- 15.1 各クラスのコースとそれぞれのターゲットタイムは、次の通りとする。

クラス	コース	ターゲットタイム
470 級	I, O	45 分
	L	25 分
レーザー級	I, O, L	60 分
レーザーラジアル級		
RS:X 級	I, O, L, LS	25 分

15.2 先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』と記録される。この項は、規則 35、A4、A5 を変更している。

- 16 抗議と救済要求
- 16.1 抗議書は、和歌山セーリングセンタークラブハウス内にあるレース・オフィスで入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻はその日の最後のクラスの最終レースに最終艇がフィニッシュした 後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、 どちらか遅い方から 60 分とする。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問の ことを知らせるため、抗議締切時刻後 20 分以内に通告を掲示する。 審問は旧艇庫二階にあるプロテスト・ルームにて掲示した時刻に始められる。
- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき 伝えるために掲示する。
- 16.5 指示 14.3 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、 掲示される。
- 16.6 指示 11.3、18、21、23、24、および 27 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.7 レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
  - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
  - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。 この項は、規則 66 を変更している。
- 16.8 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。
- 17 得点
- 17.2 シリーズが成立するためには、7レースを完了することを必要とする。
- 17.3 (a) 5 レースから 10 レースまで完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い 得点を除外したレース得点の合計とする。
  - (b) 11 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い方から 2 つの 得点を除外したレース得点の合計とする。

17.4 レース公示 5.2 により 470 級の男子・女子が同時にレースを行う場合、男子・女子れぞれ別のクラスとして得点する。

### 18 安全規定

- 18.1 出艇しようとする競技者は、和歌山セーリングセンタークラブハウス内にある申告書に署名することにより出艇申告と帰着申告を行わなければならない。
- 18.2 海上にて H 又は A 旗が掲揚された場合、規則レース信号の意味に加え、「ハーバーに帰着し、帰着申告を行う事」意味する。
- 18.3 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 19 乗員の交代と装備の交換
- 19.1 競技者の交代は、許可されない。
- 19.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、書面によりその委員会に行わなければならない。

## 20 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は、レース委員会のエクイップメント・インスペクターまたはメジャラーにより、検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

## 21 G P S

毎朝のブリーフィングで指定されたクラスの艇は、レース委員会により準備された「GPS機器」を指定された位置に搭載しなければならない。機器は指示 18.1 で行われる出艇申告時に受け取り、帰着申告時に返却しなければならない。

#### 22 運営艇

運営艇の標識は、白地の旗に赤色の文字で示し掲揚され、次のとおりとする。

運営艇	掲揚される旗の文字
レース委員会艇	RC
プロテスト委員会艇	JURY
プレス艇	PRESS
オフィシャル・サポート艇	RESCUE

- 23 支援艇
- 23.1 チーム・リーダー、コーチその他の支援要員は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアから100m外側にいなければならない。
- 23.2 支援艇は、レース委員会から借りられるピンク色旗の標識を海上にいる間掲揚しなければならない。
- 23.3 レース委員会は荒天等の理由により、支援艇に対し救助の要請を行う場合がある。 それぞれのレース委員会艇にピンク旗が掲揚された場合、支援艇はレース委員会 信号艇の指示に従わなくてはならない。 レース委員会はこの指示の為、マリンVHFの搭載を推奨する。
- 23.4 支援艇に乗艇する全ての要員は、競技艇の帆走に影響する行動をとってはならない。これは支援艇による引き波にも適用される。競技の公平性に著しく影響を及ぼしたと判断された場合、当該艇に乗艇する要員、関係する競技者、またはその両方に、プロテスト委員会によりペナルティーが課せられる場合がある。
- 24 ごみの処分 ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。
- 25 予備
- 26 予備
- 27 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無 線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用される。

28 賞賞は公示の通りとする。

29 責任の苔認

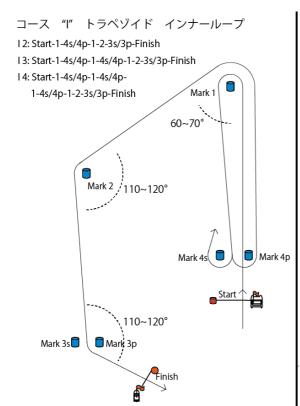
このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4 [レースすることの 決定] 参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身 体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

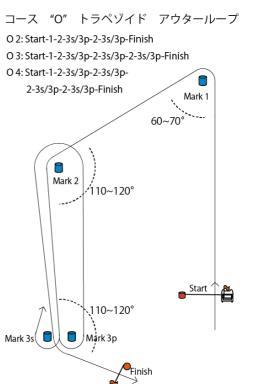
30 保険

各参加艇は、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付図 1 ハーバー及びレース・エリア 和歌山県庁 ◎

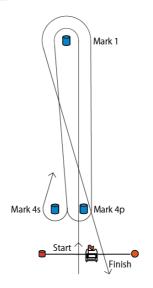






# コース "L" 上下

- L 2: Start-1-4s/4p-1-Finish
- L 3: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-Finish
- L 4: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s/4p-1-Finish



### コース "LS" 上下 スラローム

- LS 2: Start-1s/1p-4s/4p-1s/1p-4s/4p-S1-S2-S3-Finish
- LS 3: Start-1s/1p-4s/4p-1s/1p-4s/4p-1s/1p-4s/4p-S1-S2-S3-Finish
- S1-S2-S3-Finish

  Mark 4s

  Mark 4p

  Start 20°

  Mark S2

  Mark S3

  Mark S3

  Mark S3